

VIII 現状変更などの取扱い

文化財保護法（以下、法という。）第 125 条の規定により、名勝内で行う「現状を変更する行為」又は名勝の「保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更など」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など名勝に物理的な変更を加える行為で、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に名勝の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更などにより、文化財の価値が損なわれることがないように、法において上記の規定が設けられ、文化財の保存が図られている。

現状変更などについては、法第 125 条第 1 項ただし書きに許可が不要である事項が示されている。また、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現状変更などのうち重大でないものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。

本章では、現状変更などの取扱い方針とその留意事項を定め、現状変更などに係る許可申請事務の申請区分を整理する。

第 1 節 現状変更などの取扱い方針

本庭園では、名勝庭園としての風致景観の保全及び遺構の保存のため、庭園の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変については認めないことを前提とし、下記に伴う現状変更などの行為以外は原則として認めない。

- ・発掘調査など各種学術調査
- ・名勝庭園の保護を目的とした保存管理及び修復整備
- ・公開活用上必要な環境及び施設整備
- ・防災上必要な保護処置

第 2 節 現状変更などの取扱いにおける留意事項

名勝指定地における現状変更などの取扱いについては、基本方針に基づき検討した結果、指定区域において現状変更などが必要であると認識した際、洲本市が兵庫県教育委員会と協議を行うものとし、必要に応じ兵庫県教育委員会を通じて文化庁と協議を行う。また、適宜学識経験者などの指導・助言を得るものとし、以下の点を十分に留意して許可申請事務を行う。

- ①現状変更などの行為を行う際には、文化庁、県、市などの関係機関と協議を行うとともに、適宜学識経験者などの指導・助言を得るものとする。
- ②現状変更などの対象とする範囲は、庭園の風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- ③保存管理及び修復整備、公開活用において現状変更などの許可申請対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に則した利活用を目的としたものとする。
- ④修復整備に伴う現状変更などは、発掘調査及び各種学術調査などの成果による歴史的根拠を基本とする。修復整備に伴う土地の掘削や庭園の構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
- ⑤施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ⑥現状変更などを行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。

第3節 現状変更などの申請区分

現状変更などの取扱い方針に基づき、今後想定される現状変更などに係る行為について、申請区分とともに表Ⅷ-1に整理した。ただし、行為の内容によっては申請先が変わる場合があるため、申請者は洲本市教育委員会と協議を行い、必要に応じ兵庫県教育委員会、文化庁と協議を行うものとする。

表Ⅷ-1 現状変更などの申請区分

区 分	内 容	想定される行為の例
文化庁長官へ許可申請事務が必要	<ul style="list-style-type: none"> その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき (文化財保護法施行令第5条4項第1号イ～チの規定に該当する行為を除く) (巻末資料P131) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく整備事業、それに伴う発掘調査 地形整備 (土地の掘削を伴う地形修復・園路整備) 石組修復 (石段・石積など) 水系整備 (水系設備の更新・新設、水質・給排水機能の改善、浚渫) 植栽整備 (樹木の伐採・枝降し・抜根・移植・根回し・補植 (樹木・地被類)) 石造物修復 (橋・燈籠など) 構造物の新設・撤去・改修 (塀・門・垣根・獣害防止柵など) 建造物の修理、用途変更及び改修 (外観及び内装とも) 公開・活用に伴う施設整備 (防火・防災・防犯設備の設置・更新、便益施設などの新設・撤去・改修、照明灯の新設・改修)
洲本市教育委員会へ許可申請事務が必要	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法施行令第5条4項第1号イ～チの規定に該当する行為 (巻末資料P131) 	<ul style="list-style-type: none"> *土地の掘削、そのほか土地の形状を変更するものは含まない *2年以内の期間限定の小規模建築物の新築、増築又は改築。 行事などに伴う仮設工作物の設置 (テント、照明など) 標識、説明板、仮設ベンチなどの設置 施設整備に伴う配線及び配管 電柱、電線、ガス管、下水道管などの設置又は改修 建築物などの除却 (建築から50年を経過していないものに限る) 危険防止を目的とした木竹の伐採 保存のために必要な試験材料の採取
許可申請不要	<ul style="list-style-type: none"> 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 (文化財保護法第125条第1項、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則第4条) 日常の維持管理行為 	<ul style="list-style-type: none"> (維持の措置の範囲) 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき 庭園内の日常管理 (清掃など)、風などで落下した小枝の除去 園池内に堆積した土砂や落葉の手作業による撤去 砂利敷への軽微な範囲の砂利の補充 延段及び飛石の軽微な不陸調整 (広範囲に及ぶ場合は含まない) 風倒木、枯死木の撤去 (抜根を伴わないもの) 除草・草刈、樹木の剪定など、施肥や養生 (年間管理) 樹木支柱、四ツ目垣などの更新 建造物の部分的な修繕 案内板などの更新 公開用仮設設備の設置 (置き型の装飾・パネルなど)

第4節 構成要素ごとの現状変更などの許可申請事務について

前節に整理した現状変更などの許可申請事務について、許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為（日常の維持管理行為）に該当するものを構成要素ごとに具体的に整理した（表VIII-2）。

表VIII-2 現状変更などの許可申請を要する行為と許可申請を要しない行為

	現状変更などの許可申請を要する行為		現状変更などの許可申請を要しない行為	
	(復旧・修理・整備)		(日常の維持管理行為)	
本質的価値を構成する要素	(1) 地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> 表土浸食箇所の地形の復旧 堆積土除去による地形の復旧 土地の掘削を伴う地形修復 石組などの修理・伐根・植栽に伴う掘削、埋め戻し 園路の新設 修理・整備に伴う発掘調査など 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 表土流出に伴う軽微な補修 	
	(2) 石・石組	<ul style="list-style-type: none"> 石段・石組・景石の修理・据え直し 護岸石積の修理・積み直し 景石の保存科学的保護措置 砂利敷・洲浜敷の交換、追加 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 砂利敷の軽微な追加 飛石の軽微な不陸調整 	
	(3) 水系	<ul style="list-style-type: none"> 園池の浚渫 暗渠管の改修・更新 水質・給排水機能の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃、落葉などの除去など） 園池や流れ、会所の堆積土除去（手作業の範囲） 井戸蓋の設置・更新 	
	(4) 植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> 樹木・地被の新たな植栽・補植 樹木の移植 眺望確保や修復を目的とする大きな景観変化を伴う木竹の除伐や枝下ろし 樹木の伐根 石組・構造物・建造物の保護、人身の安全にかかる危険防止を目的とした樹木の伐採 病害虫による罹患の蔓延を防止する目的の樹木の切除・除伐 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 風倒木・枯死木の撤去（安全管理上必要で、伐根を伴わないもの） 年間管理における樹木の整枝剪定・透かし剪定・草刈りなど 地被類の刈込・補植 病害虫の防除対策・施肥 遺構や景観に影響を及ぼす実生木の除去・伐採 	
	(5) 構造物	<ul style="list-style-type: none"> 石造物の修理 石造物の保存科学的保護措置 モルタル割れ補修 構造物の新設・改修・復元 景観を阻害する構造物の撤去 建造物などの修理に伴う足場の設置 保存のために必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 樹木支柱・四ツ目垣などの更新 軽微な部分補修 	
	(6) 建造物	<ul style="list-style-type: none"> 修理、補修、耐震補強 用途変更、改修 除却(建築から50年を経過していないものに限る) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・増築・改築 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 軽微な部分補修 小規模な壁面などでの同色系、同工法の塗装塗り替え 	
庭園の活用・管理運営に資する要素	<ul style="list-style-type: none"> 標識、説明板、注意札、囲柵などの設置・改修 掘立の人止め柵、杭の新設、改修 案内板、解説板の設置 電灯の新設・改修 放水銃、消火栓など防災・防犯設備の設置・改修 便益施設などの新設・撤去・改修 トイレ上下水管の新設・更新 施設設備に伴う配線及び配管 行事などに伴う仮設工作物の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理（清掃など） 簡易な人止め柵（置式）、部分補修 人止めロープの同材料での更新 設備などの同色系、同工法の小規模な修理 案内板などの更新 公開活用設備の更新 公開用仮設設備の設置 		

第5節 現状変更などの申請以外の届出について

第3節に整理した以外に、以下の場合には文化庁長官もしくは洲本市教育委員会へ届出の必要がある。

- (1) き損届：文化財保護法第120条の規定（第33条の規定の準用）、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書に関する規則」第6条の規定
名勝の構成要素がき損した場合は、その事実を知った日から10日以内に届出なければならない。

- (2) 復旧届：文化財保護法第127条第1項の規定、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」第1条、第3条の規定
名勝の構成要素について、経年劣化による老朽化部分など、現状に復する修理を行う場合は、着手する30日前までに届出なければならない。ただし、現状変更などの許可が必要となる行為は除く。なお、届出にかかる復旧が終了した場合には、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告しなければならない。